

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年吹田市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(社会保険各法)

第3条 条例第3条の規則で定める社会保険に関する法律は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(一部自己負担額)

第4条 対象者が病院、診療所又は訪問看護ステーション（以下「医療機関」という。）において医療を受けた場合においては、当該医療に係る条例第3条の規則で定める一部自己負担額（以下「一部自己負担額」という。）は、医療機関ごとに、1日につき500円とする。

- 2 対象者が同一の月に同一の医療機関において2日を超えて医療を受けた場合においては、当該2日を超える日に受けた医療に係る一部自己負担額は、生じないものとする。
- 3 対象者が同一の月に同一の病院又は診療所において歯科診療及び歯科診療以外の医療を受けた場合における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の医療をそれぞれ別の病院又は診療所において受けたものとみなす。
- 4 対象者が同一の月に同一の病院又は診療所において入院及び入院以外の医療を受けた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、入院及び入院以外の医療をそれぞれ別の病院又は診療所において受けたものとみなす。
- 5 前各項の規定により算出した一部自己負担額を対象者ごとに合計した額が同一の月において2,500円を超える場合においては、当該2,500円を超える部分に係る一部自己負担額は、生じないものとする。
- 6 対象者が薬局において医療を受けた場合においては、当該医療に係る一部自己負担額は、生じ

ないものとする。

(医療証の交付の申請等)

第5条 条例の適用を受けようとする者は、出生の日（出生の日後に対象者に該当することとなった者については、当該該当することとなった日）から3月以内に、その理由を記載した子ども医療証交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず同項の期間を経過した後に医療証の交付の申請があった場合には、医療費の助成は、当該申請の日の属する月の初日から行う。

3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により第1項の期間内に医療証の交付の申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内に申請をしたときは、同項の期間内に申請があったものとみなす。

(医療証)

第6条 条例第6条に規定する医療証は、別記様式とする。

2 医療証の有効期限は、受給者が18歳に達する日以後の最初の3月31日とする。

(医療証の再交付の申請等)

第7条 医療証の再交付を受けようとする者は、その理由を記載した子ども医療証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 医療証を破損した場合の前項の申請書には、当該医療証を添付しなければならない。

3 医療証の再交付を受けた者は、紛失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。ただし、その医療証の有効期間の末日より後の日に発見した場合にあっては、返還することを要しない。

4 医療証の再交付があったときは、破損し、又は紛失した医療証は、無効とする。

(助成の方法の特例)

第8条 条例第8条第1項ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 受給者が受けた医療について、受給者又は社会保険各法の規定による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者が一部自己負担額を超える額の医療費を医療機関又は薬局に支払ったとき。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 条例第8条第1項ただし書又は第2項の規定による医療費の助成を受けようとする受給者は、その理由を記載した子ども医療費支給申請書及び口座振替依頼書を市長に提出しなければならない。

い。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による受給者に係る療養の給付に要する費用の額若しくは保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは高額療養費の支給額を証する書類(市が国民健康保険法の規定による保険者である場合を除く。)又は社会保険各法の規定による受給者に係る療養の給付に要する費用の額若しくは保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費若しくは高額療養費の支給額を証する書類
- (2) 受給者又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者が医療機関又は薬局に支払った受給者に係る医療費の額を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
(届出事項)

第9条 条例第12条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 養育者の氏名及び住所
 - (2) 加入医療保険の内容
 - (3) その他受給資格に関する事項
- 2 受給者は、氏名、住所若しくは前項各号に掲げる事項に変更があったとき又は受給資格を喪失したときは、速やかに、その理由を記載した子ども医療費受給資格変更・喪失届に医療証その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者の氏名若しくは住所又は第1項各号に掲げる事項の変更の内容について公簿等により確認することができるときは、前項の規定による届出を省略させることができる。
- (第三者の行為による被害の届出)

第10条 第三者の行為による傷病に対し医療費の助成を受けた受給者は、その事実、第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、直ちに市長に届け出なければならない。

(添付書類の省略)

第11条 市長は、この規則の規定による申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(申請書等の様式)

第12条 この規則に規定する申請書等の様式は、児童部長が定める。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

この規則は、平成4年10月1日から施行する。ただし、第3条、第6条、様式第1号、様式第2号及び様式第5号の規定は、同年9月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月4日規則第5号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年10月7日規則第48号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成6年10月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月31日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成7年4月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年4月20日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年1月26日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 (省略)

- 3 第1条の規定による改正前の吹田市身体障害者及び精神薄弱者福祉年金支給条例施行規則、第

6条の規定による改正前の吹田市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例施行規則、第8条の規定による改正前の吹田市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則、第10条の規定による改正前の吹田市精神薄弱者福祉法施行細則、第12条の規定による改正前の吹田市ホームヘルプサービス事業実施規則及び第14条の規定による改正前の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、それぞれ第1条の規定による改正後の吹田市身体障害者及び知的障害者福祉年金支給条例施行規則、第6条の規定による改正後の吹田市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、第8条の規定による改正後の吹田市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則、第10条の規定による改正後の吹田市知的障害者福祉法施行細則、第12条の規定による改正後の吹田市ホームヘルプサービス事業実施規則及び第14条の規定による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により作成した用紙とみなし、平成12年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第16号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月1日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月12日規則第66号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第3条、第4条及び第9条の規定は、平成15年1月1日以後になされた医療証の交付の申請（吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（平成13年吹田市条例第16号）附則第2項の規定の適用を受ける児童（以下「特定児童」という。）に係る医療証の交付の申請を除く。）及び同日以後になされた医療証の更新の申請について適用し、同日前になされた医療証の交付の申請及び同日以後になされた特定児童に係る医療証の交付の申請については、なお従前の例による。

（以下省略）

附 則（平成16年10月29日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

（吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成16年11月1日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療について適用し、施行日前に受けた医療については、なお従前の例による。

3 施行日に既に提出されている第1条の規定による改正前の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により作成した用紙（施行日以後に受ける医療に係るものに限る。）は、新規則の様式により作成した用紙とみなす。

（吹田市入院児童の医療費の助成に関する条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

4 施行日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月20日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成18年6月30日規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第3条の2及び第7条の規定並びに第2条の規定による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第2条の5及び第6条の規定は、平成18年7月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年10月2日規則第54号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則及び第2条の規定による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成18年10月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 6 月30日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市乳幼児等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成20年 7 月 1 日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、新規則の様式により作成した用紙とみなし、平成21年 6 月30日まで使用することができる。

附 則（平成24年 4 月 2 日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 6 月10日規則第68号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 吹田市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成25年吹田市条例第50号）による改正後の吹田市子どもの医療費の助成に関する条例（平成 4 年吹田市条例第27号）の適用を受けようとする子どもの保護者は、前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成25年 8 月31日までの間に、この規則による改正後の吹田市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 3 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した子ども医療証交付申請書を市長に提出することができる。
- 3 新規則第 3 条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。
- 4 この規則による改正前の吹田市乳幼児等の医療費の助成に関する条例施行規則別記様式による医療証で、この規則の施行の際、現に効力を有するものは、平成26年 6 月30日までの間、新規則別記様式による医療証とみなす。

附 則（平成27年 1 月30日規則第 5 号）

この規則は、平成27年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の吹田市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成30年4月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日規則第38号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の吹田市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則別記様式による医療証で、この規則の施行の際、現に効力を有するものは、受給者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、この規則による改正後の吹田市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則別記様式による医療証とみなす。

別記様式（第6条関係）

子 ども 医 療

医 療 証

公費負担者番号								
受給者番号								
児 童	住 所							
	フリガナ							
	氏 名							
	生 年 月 日	年 月 日						
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで						
発行機関名 及 び 印		大阪府 吹 田 市 長 図						
交付年月日		年 月 日						

※ この証は、大阪府以外では使えません。